

ポイント1

支払った保険料は全額社会保険料控除の対象

支払った保険料は、将来年金として受けられるというメリットだけでなく、支払った同一生計の家族分の保険も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、大きく税が軽減されます。

また、毎月の保険料額を増額したり、翌年1年分をあらかじめ一括して納付する「前納納付」で当年中に納付する保険料額を増やして、税軽減額をアップすることもできます。

■保険料支払いによる税軽減額(所得税・個人住民税・復興特別所得税)の目安

課税対象所得	税率	保険料月額2万円 (年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円 (年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

※保険料支払い後も保険料支払い前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。

ポイント2

保険料の運用益が非課税

一般の預貯金等の利子には約20%の税金がかかりますが、農業者年金の運用益は非課税であるため、その分多く年金の原資として積み上がります。

また、事務経費についても国が負担しているため、支払った保険料の金額が運用されます。

■年金資産の運用実績 制度発足以降23年間の平均運用利回りは、年率で+2.89%!

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	
修正総合 利回り(%)	-4.65	5.99	3.4	9.8	3.27	-4.73	-9.25	9.14	-0.06	2.36	9.62	
年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	7.75	8.78	-0.69	3.26	4.75	1.71	-2.08	10.82	2.39	-1.08	9.85	-0.59

平均運用利回り 年率で+2.89%

ポイント3

将来年金として受け取る際も公的年金等控除の対象

・農業者年金として受け取った年金は、税制上、公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円*までは全額控除されます。

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合

・80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を死亡一時金として要件を満たす遺族が受け取れます。この死亡一時金は非課税ですが、加入期間等により保険料振込額を下回る場合があります。



自分のできる
年金額シミュレーションは
こちらから >>



農業者年金の内容やご相談については、
最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に
お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員

● 企画調整室

TEL: 03-5919-0371

TEL: 03-5919-0332

農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)又は個人型確定拠出年金(iDeCo)とは重複加入できませんのでご注意ください。